

令和5年度定期監査の結果に基づく措置状況

【敦賀病院事務局】

監査の結果	措置の内容	担当課
<指導事項> 訪問看護ステーション利用料に係る領収書について、入金処理前にシステムから出力する領収書を使用する場合においては、不適正処理のリスク管理の観点から、所管課担当職員により付番し連番管理を行っていただきたい。	訪問看護ステーション利用料に係る領収書については、訪問看護ステーションのシステムによる自動付番がされています。 領収書は介護保険と医療保険の2種類あり、それぞれ連番管理しております。	総務企画課
<指導事項> 医師の学会参加に係る経費の支払いについて、参加費はやむを得ない場合を除き、原則振込みにより事前に学会運営側に支払うことや、旅費は後日振込みにより本人に支給することなど、資金前渡による多額の現金保管をしないよう、運用を見直していただきたい。	原則、事前に学会運営側に支払う運用といたしました。 また、旅費はすべて後日振込みとしています。 多額の現金を持たないよう、資金前渡により指定銀行口座に入った現金については、1週間毎に引き出す運用といたしました。	総務企画課
<指導事項> 医事会計システムについて、不適正処理のリスク管理の観点から、出力した領収書とシステム上の入金処理等との確認を徹底するとともに、次回のシステム更新時には、領収書の出力制御について見直しを図っていただきたい。	月をまたいで入院されている患者さんの入院費については、翌月の診療報酬請求時に個人負担分の納入通知書兼領収証及び明細書をお渡しする運用としている。指導事項への対応は、システム改修費用面で現実的ではないことからご理解を求めたところ、医事会計システムを令和5年2月に更新したばかりであったため、次回の更新時までに見直しを進めるとともに、入金・未収管理の徹底するようとのコメントを頂いています。コメントの事項については随時対応しています。	医療サービス課

<指導事項> 業務委託契約について、医療事務等業務委託等、競争入札に適さないとして継続的に1者見積りによる随意契約を行っているものについては、委託業者の業務評価や、適正な業務委託料の検討を行うなど、適切な業務委託契約に努めていただきたい。	令和6年度の予算編成に際して医療事務等業務委託については、敦賀医療センターの業務を受託している業者から現行の仕様書等を示し見積書を入手した。現行の委託業者の見積金額より高額であったが、1～3年後の競争入札の実施に向けて業務内容等の協議を進めております。他の業務委託についても指導事項に基づき適切な契約に努めています。	医療サービス課
<指導事項> 情報システムに関連する委託業者について、ISMSやPマーク等の認証取得状況を確認するとともに、未取得の委託業者に対して取得を促す等、情報セキュリティへの認識を高めるよう努めていただきたい。	定期監査の当日に今後はISMSやPマーク等の確認や要求を行っていくと回答し、現在は指導事項に基づき情報セキュリティへの認識を高めるよう努めています。	医療サービス課
<指導事項> 各システム（医事会計システム）におけるデータ入力及び出力について、日付（診療日、会計日、請求日等）の考え方等、職員間で認識に齟齬が生じないようマニュアルを作成する等の対策を図り、正確な事務処理に努めていただきたい。	現在、指導事項にあったことが生じないよう各担当でマニュアルを作成する等の対策を鋭意進め、医療サービス課として技術の承継が出来るよう取り組んでいます。	医療サービス課
<指導事項> 医師の超過勤務削減に向けて、医師労働時間短縮計画に基づく働き方改革の取組を進めていただきたい。	令和5年7月に勤怠管理システムを導入し、勤怠管理の適正化に努めています。また、特定行為看護師や医師事務作業補助者の育成、業務のタスクシフト、タスクシェア、院内会議の勤務時間内への移行等、医師の業務負担軽減、勤務時間短縮に向けて取り組んでいます。	総務企画課